

2022年12月16日

2022年度（認定有効期間 2023.3）～2024年度（2025.3）  
までの3年間に認定更新を迎える先生へ

一般社団法人 全国歯科衛生士協議会  
理事長 眞木 吉信  
認定委員会委員長 石川 裕子



## 新型コロナウイルス感染症に関わる 専任教員認定歯科衛生士制度に対する配慮について

拝啓

秋冷の候、貴校ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は全国歯科衛生士協議会にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在も新型コロナウイルスの蔓延が続いていることから、本協議会・専任教員認定歯科衛生士制度において、2022年度（認定有効期間 2023.3）～2024年度（認定有効期間 2025.3）の3年間に認定更新を迎える先生を対象に、特別措置を講じることとしました。

新型コロナウイルスへの感染に関する事由の1.もしくは2.に該当し、専任教員認定歯科衛生士制度の認定更新申請および手続きができなかった先生は、2022～2024年度申請については以下の通り対応いたしますので、添付書類を揃えて期間内に申請をしてください。

### 新型コロナウイルスへの感染に関する事由

#### 1. 認定の更新期間内に申請書類を提出することができなかった先生

更新期間後2週間以内であれば、理由書\*を添えて申請手続きを受けることが可能です。次の年に申請をされる場合も理由書\*を添えて提出してください。この場合はペナルティ扱いとしての講習会Vの受講は必要ありません。

#### 2. 5年間で20単位を取得しなければならないところ、新型コロナウイルスの感染のため、講習会や学会受講ができず、認定更新に必要な単位を取得できなかった先生

6年間で20単位を取得していただき、理由書\*を添えて申請をしてください。後遺症等の理由の為、6年間で単位取得ができなかった場合には、事務局までお問い合わせください。

\*理由書には新型コロナウイルスへの感染等の罹患期間を記載すること

また、罹患に関連した証明書（陽性証明書・罹患証明書・療養証明書など）があれば写しを添付すること

上記どちらの場合でも、事務局までお問い合わせの上、申請をしてください。  
どうぞよろしくお願い致します。

敬具